

平成 28 年 2 月

事 業 主 様

神奈川県貨物自動車厚生年金基金

代表清算人 筒井 康之

『残余財産の分配・移換に関する選択申出書』ご提出のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご案内の通り当基金は平成 28 年 1 月 27 日を以て解散し、現在は清算事務局として業務を行っております。解散後は国の厚生年金保険を代行運営していた部分に係る債務を国に返還し、残余財産については、当基金の規約に基づき、加入員等^{※1}の皆さんに公平に分配することとなります。また、平成 27 年 10 月 15 日に開催いたしました代議員会において、残余財産を加入員等に分配するかわりに、加入事業所単位で他の年金制度に移換^{※2}できるように規約を変更したところです。

つきましては、貴事業所の加入員にかかる残余財産の分配・他制度への移換について事業主様のご意向を確認させていただきたく、別紙『残余財産の分配・移換に関する選択申出書』のご提出をお願いいたします。

お忙しいところ恐縮でございますが、必要事項をご記入いただき、平成 28 年 7 月 31 日までに基金清算事務局宛にご提出くださいますようお願いいたします。

ご提出いただきました『選択申出書』にて「加入員等への分配」をご希望された場合は、事務局より加入員等のご自宅へ分配金のご案内をさせていただきます^{※3}。また、「他制度への移換」をご希望の場合の具体的な事務取扱につきましては、事業所に改めてご案内させていただきます^{※4}。

ご選択に応じたご案内発送の時期は、他制度への移換の場合は随時、個人への分配の場合は清算事務局終了の 10 か月ほど前になる予定です。

なお、本『選択申出書』をご提出後、残余財産の取扱い方針を変更された場合には、お早目に基金清算事務局宛にご連絡下さいますようお願い申し上げます。

敬具

※1. 分配金の受け取り対象者は、解散時点の「加入員（当基金加入員期間 3 年以上）」、「年金受給者」、「資格喪失者で将来基金から年金受給予定であった者（年金受給待期者）」となります。

※2. 他の年金制度とは「確定給付企業年金（DB）」、「企業型確定拠出年金（DC）」および「中小企業退職金共済（中退共）」の 3 制度に限ります。

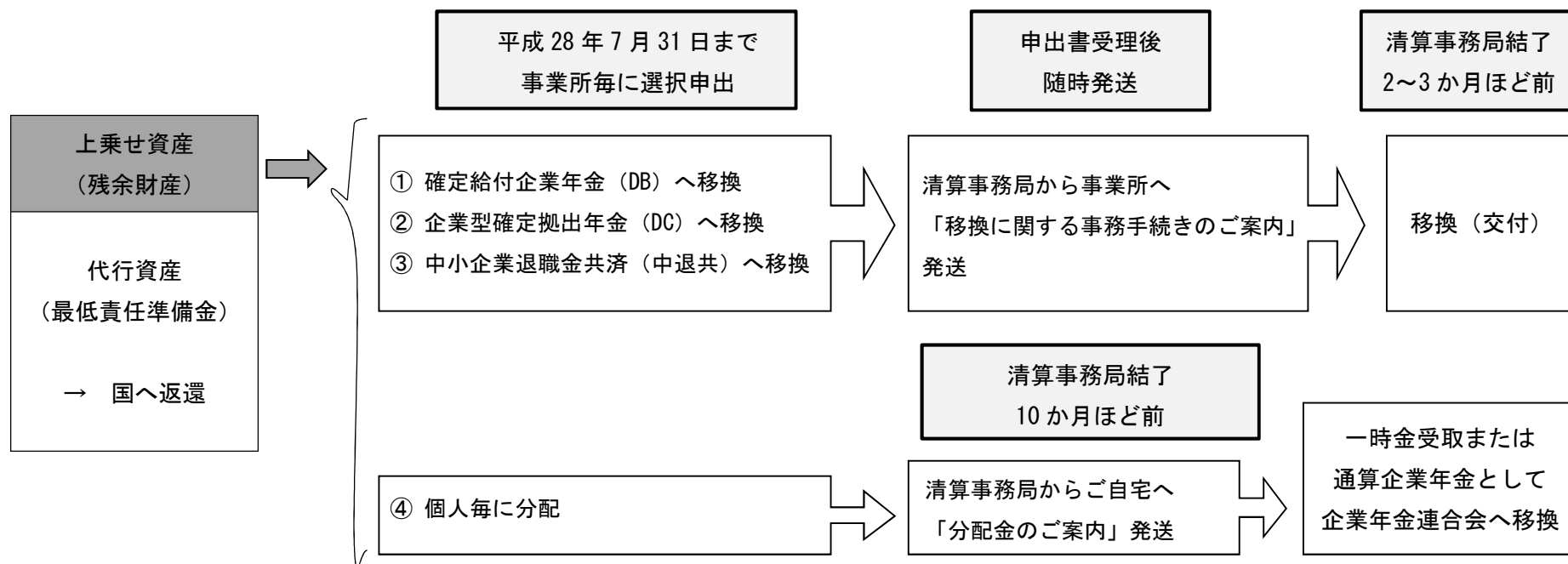
また、DB は制度によっては加入員以外に受給権者の移換が可能ですが、DC および中退共は原則として加入員のみとなります。詳細は移換先の制度へご確認ください。

※3. 加入員等へ分配をご選択された場合、「一時金として受取る」もしくは、「通算企業年金として企業年金連合会へ移換する」を、個人単位でご選択いただけます。

※4. 確定給付企業年金（DB）または企業型確定拠出年金（DC）への移換をご希望の場合、各々の規約において、残余財産を移受換できるように規約変更等の整備が必要となります。また、移換にかかる事業主・加入員等の同意が必要となります（DC は事業主同意不要）。

他制度への移換をご希望の場合は、事前に移換先制度へ提出必要書類等のご確認をお願いします。

【 残余財産の分配の概要 】



- ※ 就業規則において、「基金の加算部分（一時金等）を退職金の内枠とする」旨を明記されていない事業所が、分配金を退職金とする後継制度へ移換される場合は、従業員に不利益行為になる可能性がありますので、十分に説明をする必要があります。
- ※ 分配金を事業所に一括でお支払いすることはできません。（後継制度への移換を希望される事業所については、例外があります。）
- ※ 年金受給者、年金受給待期者については取扱いが異なりますので、ご本人宛に個別にご案内させていただきます。
- ※ 分配金対象者が分配までの間にお亡くなりになった場合は、お受け取りいただく権利をお持ちのご遺族がいらっしゃれば、ご遺族に一時金お支払いのご案内をいたします。
- ※ 分配金を個人が受け取った場合、税法上は一時所得扱いとなります。
- ※ 各個人の分配金額等の詳細につきましては、お支払い時に送付するご案内文書にてご確認をお願いいたします。
清算事務局宛にお問合せいただいても金額等の詳細につきましてはお応えできかねますので、ご了承ください。

(別紙)

平成 年 月 日

事業所住所：

事業所名：

事業主氏名：

印

残余財産の分配・移換に関する選択申出書

神奈川県貨物自動車厚生年金基金解散後の残余財産について、当社は以下のとおり取り扱う事に決定しましたので通知します。(選択項目に○印)

1. 残余財産について、他の年金制度への移換希望の有無

- ① 他の年金制度への移換を希望する
- ② 他の年金制度への移換を希望しない (加入員等へ分配する)

2. 【1.で①を選択された場合のみ】残余財産の移換を希望する年金制度

- ① 確定給付企業年金制度 (DB制度) 移換先名称：_____
- ② 確定拠出年金制度 (DC制度) 移換先名称：_____
- ③ 中小企業退職金共済制度 (中退共制度)

3. その他 特記事項等ございましたらご記入ください。

以上

※ 上記分配金の選択については、事業主より従業員の方へご説明下さい。

※ ご提出期限：平成 28 年 7 月 31 日